

千葉県都市計画審議会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この運営要綱は、千葉県都市計画審議会条例（平成12年千葉市条例第41号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、千葉県都市計画審議会の運営に関し必要な事項を定める。

(委員の代理)

第2条 委員及び臨時委員、専門委員の代理は認めない。ただし、条例第2条第2項第3号の委員は、当該委員が委任する当該機関の職員にその職務を行わせることができる。

(議案説明)

第3条 議長は、議案について、必要に応じて関係者に説明を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議はこれを公開する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、審議会に諮って非公開とすることができる。

(議事録)

第5条 会長は、審議会の会議について、議事録を作成し、議長及びあらかじめ議長が指名した委員2名がこれを署名押印するものとする。

2 公開された会議の議事録はこれを公表する。

(会長の専決事項)

第6条 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第3項（同条第13項において準用する場合を含む。）の規定に基づき付議された土地区画整理事業の事業計画に対する意見書の内容審査について、準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「審査法」という。）に定める次の各号に掲げる事務は、会長の専決とする。

- (1) 審査法第31条の規定により、口頭意見の聴取その他口頭意見陳述に関する事務を行うこと。
- (2) 審査法第32条の規定により、意見書を提出した者が証拠書類又は証拠物を提出する場合の提出すべき相当の期間を定めること。

- (3) 審査法第33条の規定により、相当の期間を定めて、書類その他の物件の提出を求め、又は提出された物件を留め置くこと。
- (4) 審査法第34条の規定により、参考人の陳述又は鑑定を求めること。
- (5) 審査法第35条の規定により、必要な場所につき検証をすること。
- (6) 審査法第36条の規定により、意見書を提出した者等に質問をすること。
- (7) 審査法第37条の規定により、審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うこと。
- (8) 審査法第39条の規定により、数個の審査請求に係る審理手続きを併合し、又は併合された数個の審査請求にかかる審理手続きを分離すること。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市局都市部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月6日から施行する。